

寄附の申し込み～お振込み手続きについて

お申し込み方法

寄附のお申し込みは、市役所窓口、電話、郵便、FAX、電子メールのいずれでもできます。ご連絡をいただいた方には、担当より必要な書類をお送りします

お振込み方法

《振込手数料がかからない方法》

市指定の郵便振替用紙による「ゆうちょ銀行」でのお振込
市指定の納付書による「北秋田市指定金融機関等」でのお振込

《振込手数料等をご負担いただく方法》

上記以外でのお振込
現金書留で送金された場合の郵券料

税控除を受けるための手続きについて

ご寄附の入金を確認しだい、受領証明書を送付いたします。
その受領証明書で最寄の税務署で確定申告手続きをすることにより、所得税と個人住民税の控除を受けることができます。

《お申し込み先》 〒018-3392
秋田県北秋田市花園町19-1
北秋田市役所 総務部管財課
電話：0186-62-6603
FAX：0186-63-2586
Eメール：kanzai@city.kitaakita.akita.jp
《お問い合わせ先》
北秋田市役所 企画部総合政策課
電話：0186-62-6606

制度の詳細については市ホームページでもご覧になれます。<http://www.city.kitaakita.akita.jp>

お願い

本市の「きたあきたふるさと寄附金」への取り組みについては、皆さまの「ふるさとを応援したい」という善意を寄附という形にさせていただくもので、決して寄附を強要するものではありません。

----- 寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください -----



様々な意見や改善案が出され、活発な協議を行いました

北秋田市行財政改革推進委員の委嘱状交付が8月18日、市役所大会議室で行われ、一般から公募された方や各地区から選出された方など10人の委員に委嘱状が交付されました。
市はこれまで、平成17年度に集中改革プランを策定し、事務事業の改善や再編、指定管理者制度を利用しての民間委託の推進、職員の定員管理などを進めてきました。
今後、地方分権の推進や少子高齢化などを背景に、市税及び地方交付税などの一般財源総額の増加が見込めない一方で、市債残高の累増に伴う公債費の増大、高齢化の進展などによる社

会保障関係経費の増加が今後も続く予想され、このまま放置すれば、福祉、産業振興、教育をはじめとする市民生活向上のための事業が行えなくなることを予想されます。
このため委員会では、市民サービスの低下を招かないように、各事務事業の改革に目標を定めて、その目標の達成度などを確認し、さらなる改善を図るための行財政改革大綱を策定する予定としています。
佐藤副市長は委員一人ひとりに委嘱状を交付したあと、国からの分権改革が進められ、市では集中改革プランを策定し、事務事業や組織の再編を図ってきた。委員の皆さんには行財政改革大綱と実施計画を策定していただくが、これからの市姿を変えていく重要な仕事。皆さんが日頃思っていることをたくさん盛り込み、実効性のある大綱を策定してほしいなどあいさつ。委員会では、会長、副会長を互選のあと、事務局より今後のスケジュールや現在の財政状況、改革内容などについての説明を受けて、これからの委員会の進め方などを協議しました。
今後、委員会を重ねて、行財政改革大綱と実施計画を策定し、市長に答申します。

行財政改革大綱の策定に向けて

第1回行財政改革推進委員会

北秋田市のふるさとづくりを応援してください

北秋田市では、「きたあきたふるさと寄附金」の受付をしています。これは、首都圏などに居住しながら、「生まれ育ったふるさと北秋田市の発展に貢献したい」「応援したい」などの想いを、市へ寄附していただくカタチにすることで、実質ふるさとに納税したことになる制度《ふるさと納税》です。市外にお住いの家族、親族、友人の皆さまへこの制度をお知らせいただき、ぜひご協力ください。

寄附金は次のような事業に活用します

豊かな自然環境に育まれるふるさとづくり事業
農林水産業の振興、自然環境の保全、資源循環型のまちづくり、道路整備・公共交通の確保、情報通信網の整備、住環境の整備等



活気あふれるふるさとづくり事業

商業の振興、地域産業の振興、観光・レクリエーションの振興、企業誘致・雇用の振興、定住促進等

ふれあいとぬくもりのふるさとづくり事業

保健・医療の充実、地域福祉の充実、安心して子育てできる環境の充実、生涯学習の充実、幼児学校教育の充実、芸術文化の振興、文化財保護と伝承、スポーツの振興等



寄附をすると住民税や所得税が軽減されます

北秋田市に5,000円以上の寄附をして、確定申告をすると、寄附した金額から5,000円を差引いた額が、住民税と所得税から控除されます。《控除額には上限があります》

(例) 東京に住んでいる「北秋田さん」が
北秋田市に35,000円の寄附をした場合
給与収入 700万円
配偶者、子ども2人と同居 所得税 10%
住民税(所得割額) 300,000円

寄附金額 35,000円		
↓ 控除等の内訳		
控除の対象外 5,000円	住民税の控除 27,000円	所得税の控除額 3,000円

住民税27,000円と所得税3,000円、あわせて30,000円が軽減されます